

令和6年12月長野市議会定例会提出条例案について

総件数		7
内 訳	新規制定	0
	一部改正	7
	廃止	0

1 長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

担 当 課	総務部職員課、教育委員会事務局学校教育課、上下水道局総務課
理 由	会計年度任用職員に対し、新たに勤勉手当を支給することに伴い、改正するもの
主な内容	(1) 長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 ア 会計年度任用職員に支給する給与に勤勉手当を加える。 イ 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員をいう。以下同じ。）のうち任期の定めが6月以上である者等に対して、基準日以前6箇月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて支給するものと定める。 ウ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、規則で定める割合を乗じて得た額とするものと定める。 エ パートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である会計年度任用職員をいう。）に係る勤勉手当について、イ及びウと同様の改正を行う。 (2) 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正 会計年度任用学校職員（長野市立学校に勤務する学校職員である会計年度任用職員をいう。）に係る勤勉手当について、(1)と同様の改正を行う。 (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

	企業職員である会計年度任用職員に係る勤勉手当について、(1) と同様の改正を行う。 (4) 長野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (5) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
施行期日	公布の日

2 長野市手数料条例及び長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例の一部を改正する条例

担 当 課	建設部建築指導課
理 由	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により市が新たに行うこととされる新築住宅等の建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査事務に係る手数料を徴収すること等に伴い、改正するもの
主な内容	(1) 長野市手数料条例の一部改正 建築基準法の一部改正に伴い、この条例において引用する同法の条項を整理する。 (2) 長野市手数料条例の一部改正 建築基準法関係 ア 建築確認の申請等に対する審査に併せて、当該建築物が仕様基準（計算によらずに建築物の仕様によりエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることが確認できる国土交通大臣が定める基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行う場合の手数料の加算額を定める。 イ 建築物に関する完了検査の申請等に係る手数料を改める。 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係 ウ 住宅及び非住宅（床面積の合計が 300平方メートル未満のものに限る。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査事務に係る手数料を定める。 エ 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査事務のうち、仕様・計算併用法（建築物のエネルギー消費性能誘導基準等への適合を確認する方法のうち、標準的な計算による方法及び建築物の仕様により評価する方法を併用する方法をいう。以下同じ。）による審査事務に係る手数料を定める。 オ ウ及びエに定めるもののほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に対する審査事務に係る手数料を改める。

	カ 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査事務に係る手数料を除く。 都市の低炭素化の促進に関する法律関係 キ 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査事務のうち、仕様・計算併用法による審査事務に係る手数料を定める。 ク キに定めるもののほか、低炭素建築物新築等計画の認定の申請等に対する審査事務に係る手数料を改める。 (3) 長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例の一部改正 建築基準法の一部改正に伴う所用の条文整備を行う。
施行期日	令和7年4月1日。ただし、(1)及び(3)については、公布の日

3 長野市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

担 当 課	保健福祉部福祉政策課
理 由	保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるに当たり参酌すべきこととされる厚生労働省令の一部が改正されたため、この条例で定める基準についても同様に見直すこと等に伴い、改正するもの
主な内容	(1) 救護施設が入所者の自立支援を行うために入所者ごとに作成する計画を「支援計画」から「個別支援計画」に改める。 (2) 更生施設が入所者の生活指導等を行うために入所者ごとに作成する計画を「更生計画」から「個別支援計画」に改める。 (3) 授産施設が利用者の自立支援を行うために利用者ごとに作成する計画を「支援計画」から「個別支援計画」に改める。
施行期日	公布の日

4 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

担 当 課	環境部生活環境課													
理 由	長野市廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、一般廃棄物に係る処理手数料を見直すことに伴い、改正するもの													
主な内容	(1) 市が収集、運搬及び処分する一般廃棄物（定期収集によるものを除く。）に係る処理手数料を次のとおり改める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一時的に多量に排出されるごみ</td><td>2トン積み小型自動車1台に相当する分まで</td><td>26,100円</td><td>28,100円</td></tr> <tr> <td>2トン積み小型自動車1／2台に相</td><td>16,600円</td><td>17,700円</td></tr> </tbody> </table>			区分		改正前	改正後	一時的に多量に排出されるごみ	2トン積み小型自動車1台に相当する分まで	26,100円	28,100円	2トン積み小型自動車1／2台に相	16,600円	17,700円
区分		改正前	改正後											
一時的に多量に排出されるごみ	2トン積み小型自動車1台に相当する分まで	26,100円	28,100円											
	2トン積み小型自動車1／2台に相	16,600円	17,700円											

		当する分まで		
		2 トン積み小型自動車 1 / 4 台に相当する分まで	11, 800円	12, 300円
	特定家庭用機器廃棄物	一時的に多量に排出されるごみと併せて収集及び運搬する場合（1 台につき）	1, 500 円	1, 800 円
		その他の場合	4, 400円と1, 500円に特定家庭用機器廃棄物の台数を乗じて得た額との合計額	5, 300円と1, 800円に特定家庭用機器廃棄物の台数を乗じて得た額との合計額
	犬、猫等の死体	一般焼却	4, 400 円と犬、猫等の死体の重量 10 キログラムまでごとに	
(2) 資源再生センターに搬入する一般廃棄物のうち、不燃ごみ及び特定家庭用機器廃棄物に係る処理手数料を次のとおり改める。				
		区分	改正前	改正後
		不燃ごみ 10 キログラムまでごとに	180 円	200 円
		特定家庭用機器廃棄物 1 台につき	1, 500 円	1, 800 円
施行期日	令和 7 年 4 月 1 日			

5 長野市国民宿舎松代荘の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

担 当 課	観光文化部観光振興課、観光文化部観光振興課北部産業振興事務所、観光文化部観光振興課西部産業振興事務所
理 由	観光文化部観光振興課所管の温浴施設の利用料金を見直すことに伴い、改正するもの
主な内容	(1) 長野市国民宿舎松代荘の設置及び管理に関する条例の一部改正 ア 長野市国民宿舎松代荘の宿泊料及び日帰り入湯料の額の範囲を次のとおり改める。

区分		改正前	改正後
宿泊料	中学生以上	3,130円以上 12,800円以下	50,000円以下
	小学生	2,440円以上 7,480円以下	30,000円以下
	幼児（3歳以上）	2,200円（定額）	6,000円以下
日帰り入湯料（1回）	中学生以上	600円（定額）	1,200円以下
	小学生	200円（定額）	700円以下

イ 宿泊以外の目的で広間、客室等を利用する場合の利用料金の額の上限を次のとおり定める。

区分	利用料金（1室2時間当たり）
広間、客室等	50,000円以下

- (2) 長野市豊野健康増進型コミュニティ施設豊野温泉りんごの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正

長野市豊野健康増進型コミュニティ施設豊野温泉りんごの湯の入館料の額の範囲を次のとおり改める。

区分	改正前	改正後
中学生以上（1回）	250円以上 410円以下	1,200円以下
小学生（1回）	200円以上 300円以下	700円以下

- (3) 長野市戸隠交流集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 長野市戸隠交流集会施設の温泉浴室等の利用料金の額の範囲を次のとおり改める。

区分	改正前	改正後
中学生以上（1回）	300円以上 410円以下	800円以下
小学生（1回）	200円以上 300円以下	500円以下

イ 長野市戸隠交流集会施設の温泉浴室等の利用料金の規定から回数券に係る規定を除く。

- (4) 長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正

長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯の宿泊料及び簡易宿泊施設の利用料金の額の範囲並びに日帰り入湯料に係る利用者の区分及び額の範囲を次のとおり改める。

ア 鬼無里の湯の宿泊料及び簡易宿泊施設の利用料金

区分		改正前	改正後
宿泊料	中学生以上	4,320円以上	20,000円以下

			6,480円以下	
	小学生		3,240円以上 5,400円以下	12,000円以下
	3歳以上の幼児		1,650円（定額）	4,000円以下
	備考		入湯税を含まない。	入湯税を含む。
簡易宿泊施設の利用料金	コテージ	1棟1泊につき	19,800円（定額）	40,000円以下

イ 鬼無里の湯の日帰り入湯料

改正前		改正後	
区分	利用料金	区分	利用料金
中学生以上（1回）	510円（定額）	中学生以上（1回）	800円以下
3歳以上の幼児及び小学生（1回）	310円（定額）	小学生（1回）	500円以下

(5) 長野市大岡観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

聖山パノラマホテルの宿泊料及び日帰り入浴料の額の範囲を次のとおり改める。

区分		改正前		改正後	
宿泊料	中学生以上	1泊2食付き	5,250円以上 16,800円以下	1泊（食事なし）	20,000円以下
		1泊（食事なし）	2,835円以上 11,025円以下		
	小学生	1泊2食付き	3,675円以上 11,760円以下	1泊（食事なし）	12,000円以下
		1泊（食事なし）	1,890円以上 9,450円以下		
	3歳以上の幼児	1,100円＋食事料（実費）		1泊（食事なし）	4,000円以下
日帰り入浴料（1回）	中学生以上	360円（定額）		800円以下	
	小学生	150円（定額）		500円以下	

(6) 長野市大岡交流施設大岡温泉の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 長野市大岡交流施設大岡温泉の利用料金に係る利用者の区分及び

料金の額の範囲を次のとおり改める。

改正前		改正後	
区分	利用料金	区分	利用料金
小学生以上 (1回)	360円(定額)	中学生以上(1回)	800円以下
		小学生(1回)	500円以下

イ 大岡温泉の利用料金の規定から回数券に係る規定を除く。

(7) 長野市不動温泉保養センターさざり荘の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 長野市不動温泉保養センターさざり荘の宿泊料及び日帰り入湯料の額の範囲を次のとおり改める。

区分		改正前		改正後	
宿泊料	中学生以上	1泊2食付き	5,800円以上 18,000円以下	1泊(食事なし)	20,000円以下
		1泊(食事なし)	3,600円以上 7,600円以下		
	小学生	1泊2食付き	4,900円以上 16,700円以下	1泊(食事なし)	12,000円以下
		1泊(食事なし)	2,600円以上 6,300円以下		
	3歳以上の幼児	500円以上 3,200円以下		1泊(食事なし)	4,000円以下
日帰り入湯料 (1回)	中学生以上	300円以上 510円以下		800円以下	
	小学生	150円以上 250円以下		500円以下	

イ さざり荘の日帰り入湯料の規定から回数券に係る規定を除く。

(8) 長野市中条地域振興施設やきもち家の設置及び管理に関する条例の一部改正

長野市中条地域振興施設やきもち家の宿泊料及び日帰り入湯料の額の範囲を次のとおり改める。

区分		改正前		改正後	
宿泊料	中学生以上	1泊2食付き	7,500円以上 15,000円以下	1泊(食事なし)	28,000円以下
		1泊(食事なし)	5,400円以上 8,000円以下		
	小学生	1泊2食付き	5,880円以上 9,000円以下	1泊(食事なし)	18,000円以下

			1泊（食 事なし）	4,200円以上 7,000円以下		
		3歳以 上の幼 児	食事料（実費）		1泊（食 事なし）	4,000円 以下
日 帰 り 入 湯 料	一 般 浴 場	中学生 以上 （1回）	520円（定額）		800円以下	
		小学生 （1回）	310円（定額）		500円以下	
	貸切浴場（1 時間につき）		2,090円（定額）		3,200円以下	

(9) 長野市保科温泉の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 長野市保科温泉の温泉施設の利用料金の額の範囲を次のとおり改める。

区分	改正前	改正後
中学生以上（1回）	410円（定額）	800円以下
小学生（1回）	200円（定額）	500円以下

イ 保科温泉の温泉施設の利用料金の規定から回数券に係る規定を除く。

(10) 長野市温湯温泉利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 長野市温湯温泉利用施設の入場料の額の範囲を次のとおり改める。

区分		改正前	改正後
温泉・健康維 持増進ゾーン （1回）	大人（中学生以 上60歳未満）	510円（定額）	900円以下
	小学生	300円（定額）	600円以下
	高齢者（60歳以 上）	350円（定額）	700円以下

イ 温湯温泉の利用料金の規定から回数券に係る規定を除く。

施行期日

令和7年4月1日

6 長野市飯綱高原観光施設の設置及び管理に関する条例及び長野市戸隠観光施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

担 当 課	観光文化部観光振興課、観光文化部観光振興課北部産業振興事務所
理 由	長野市飯綱高原キャンプ場及び長野市戸隠キャンプ場の利用料金を見直すことに伴い、改正するもの

主な内容

- (1) 長野市飯綱高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
長野市飯綱高原キャンプ場の利用料金の額の上限を次のとおり改める。

	改正前			改正後		
	区分		利用料金	区分	利用料金	
					宿泊	日帰り
ログ キャビン	1棟1泊につき		12,000円	1棟につき	1泊 24,000円	
デッキ サイト	1区画1泊につき		9,000円	1区画につき	1泊 18,000円	14,000円
	1区画1日につき		7,000円			
フリー サイト	テント 1張1 泊につ き	2人以下用	2,500円	テント 1張につ き	1泊 9,000円	9,000円
		3人以上用	3,500円			
	補助テント 1 張1泊につき		1,000円			
	テント 1張1 日につき		1,000円			
入場料	1人1日につき		500円	1人につき		600円

- (2) 長野市戸隠観光施設の管理に関する条例の一部改正
長野市戸隠キャンプ場の利用料金の額の範囲を次のとおり改める。

	改正前		改正後	
	区分	利用料金	区分	利用料金
コテージ	1棟1泊につき	14,100円以上 31,000円以下	1棟1泊につき	62,000円以下
ログ キャビン	1棟1泊につき	7,330円以上 18,000円以下	1棟1泊につき	36,000円以下
バンガ ロー	1棟1泊につき	4,000円以上 6,000円以下	1棟1泊につき	12,000円以下
フリー サイト	常設テント 1 張1泊につき	1,570円以上 4,000円以下	テント 1 張1泊につ	10,000円以下

		持込テント 1張1泊につき	2人以下用	520円以上 3,000円以下	き	
			3人以上用	1,570円以上 4,000円以下	テント 1張1日につき	10,000円以下
			補助テント 1張1泊につき	520円以上 3,000円以下		
	区画サイト	1区画1泊につき		3,140円以上 11,000円以下	1区画1泊につき	22,000円以下
	電源水道付サイト	1区画1泊につき		5,230円以上 16,000円以下	1区画1泊につき	32,000円以下
	駐車料	1台1泊につき		520円以上 10,000円以下	1台1泊につき	20,000円以下
		1台1日につき		100円以上 3,000円以下	1台1日につき	6,000円以下
	シャワー	1回につき		100円以上 310円以下	1回につき	620円以下
	入場料	1人1日につき		100円以上 300円以下	1人1日につき	600円以下
施行期日		令和7年4月1日				

7 長野市厚生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

担 当 課	建設部住宅課
理 由	長野市厚生住宅の蒲田住宅を廃止することに伴い、改正するもの
主な内容	長野市厚生住宅から蒲田住宅を除く。
施行期日	令和7年1月1日